



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年9月7日（水）
問い合わせ先：浦和東部まちづくり事務所
所長：横田
担当：佐藤
電話：878-5145

道路工事の契約解除について

本市発注工事において、契約の相手方の決定に誤りがあったことが判明しました。契約した相手方には謝罪及び事情の説明を行い、契約を解除しました。

本件に関し、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたこと、市の信用を失墜させてしまったことをお詫びするとともに、再発防止を徹底します。

1 工事名

浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事（R3-3）（補）

2 開札日・契約日・契約解除日

- (1) 開札日 令和4年7月29日
- (2) 契約日 令和4年8月10日
- (3) 契約解除日 令和4年8月30日

3 経緯

令和4年8月15日（月）に検算者が別の工事に関する発注前の工事設計図書の検算において、設定単価に誤りがあることに気付きました。今年度の契約済工事を再確認したところ、1件の工事で誤った設定単価を採用していることが判明しました。

その結果、当該契約では、予定価格と最低制限価格が過大となっていたため、適正な予定価格と最低制限価格で入札を実施した場合、落札者が変更となることを確認しました。このことから、令和4年8月30日（火）に契約を解除しました。

4 原因

工事で設定した単価（埋設標識シート）について、物価資料2誌の平均としています。この単価について、物価資料は1巻（50m）当たりの掲載となっており、そのまま計上してしまったもので、本来は1m当たりとするべきでした。

複数で検算したものの、気付くことができませんでした。

5 今後の対応

- 土地区画整理事業の進捗への影響が最小限となるよう、設計内容を精査して、再発注を行う予定です。
- 契約した相手方には、損害賠償を含め、真摯に対応します。

6 再発防止策

所属内の研修において、工事設計書を作成する際の注意点を共有することで、積算誤り防止を徹底します。